インターネット上の偽・誤情報等への対策技術の  
開発・実証事業　企画提案書

※赤字は記載内容の例示または説明であり、記載の際は赤字を削除し黒字で記載すること。

提出日：令和7年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 提案件名 | 提案する件名を記載すること。 |
| 提案主体区分 | 該当する提案主体区分を記載すること。（詳細は実施要領を参照すること。） |
| 技術開発区分/  研究・調査区分 | 提案する内容について、該当する技術開発区分/研究・調査区分を1つ記載すること。（提案する内容が複数の技術開発区分に該当する場合は、主たる技術開発区分を選択して記載すること。） |
| 実施体制 | 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）として参画する団体の団体名を全て記載すること。なお技術開発主体、研究・調査主体の団体名には下線を引き、わかりやすくすること。 |
| 費用 | ○○千円（税込）本開発・実証における対象経費を税込で記載すること。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提案者 | 技術開発主体/  研究・調査主体名 | 技術開発主体、研究・調査主体となる事業者・研究機関等の名称を記載。 |
| 法人番号 |  |
| 所在地 |  |
| 法人代表者名 |  |
| 業務統括責任者名 | 本開発・実証における業務統括責任者を記載すること。  業務統括責任者は技術開発主体、研究・調査主体に所属している者とする。 |
| 連絡先 | 役職名 |  |
| 氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

資格要件の確認（右欄に「はい」「いいえ」のいずれかで回答。「いいえ」が１つでもある場合、応募不可。）

|  |  |
| --- | --- |
| 技術開発主体、研究・調査主体は、本開発・実証について、調査研究の企画・立案及び適切な進行管理を行う能力・体制を有している。 | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体は、プロジェクトの進捗管理等に必要な経験又は同等の能力を有する体制を確保するとともに、技術開発主体、研究・調査主体に本開発・実証規模相当のプロジェクトを統括する等の実績のある者を業務統括責任者（「プロジェクトマネージャー」という。）にすること。（実施要領を参照すること。） | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体は、「経理責任者」を１名設置し、法人・団体・個人等への経理処理証憑等の提出の指示・取りまとめを行い、事務局宛の期限内の提出や提出内容の正確性への責任を持つこと。 | はい / いいえ |
| 本開発・実証の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制（情報管理統括責任者・情報管理責任者の設置を含む）が構築されていること。 | はい / いいえ |
| 開発・実証団体（コンソーシアム）を組織して本開発・実証を行う場合は、参加する全ての機関が同意している。 | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）は、民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の国内の法人格を有している。 | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）が、総務省の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。 | はい / いいえ |
| 業務委託契約の締結に当たっては、提示する業務委託契約書（請負）に合意できる。業務の実施について、総務省及び事務局の指示に従う。 | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）が予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者。 | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）が暴力団排除対象者に該当しない者。（実施要領を参照すること。） | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）が契約の相手方として不適当な行為をする者ではない。（実施要領を参照すること。） | はい / いいえ |
| 暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としない。 | はい / いいえ |
| 『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）を踏まえた人権尊重に取り組むよう努めること。（実施要領を参照すること。） | はい / いいえ |

# 提案を行う実証の概要

## 企画提案書概要

　様式2のとおり（指定の様式を用いて作成し提出すること。）

※技術開発区分と研究・調査区分で記載すべき事項が異なることに留意すること。

# 実証の目的及び内容等【技術開発区分】

※技術開発区分として提案を行う場合は、以下の（1）～（4）について記載すること。技術開発区分として提案を行う場合は4.研究の目的及び内容等【研究・調査区分】、5.業務事項の詳細【研究・調査区分】は記載せず、章立てを削除すること。

## 実証の背景・目的

|  |
| --- |
| ※本開発・実証の背景と目的について記載すること。  ※データ等を引用する場合は、出典を明記すること。  ※必要に応じて概念図・写真・図表を用いても良い。 |

## 対策技術の概要

|  |
| --- |
| ※事業の対象技術の概要をわかりやすく記載すること。  ※評価の観点に関する内容については、該当する評価の観点がわかるように工夫すること。（評価の観点の詳細は実施要領を参照すること。）  ※データ等を引用する場合は、出典を明記すること。  ※必要に応じて概念図・写真・図表を用いても良い。 |

## 当該対策技術が対処可能なユースケースと期待される効果

|  |
| --- |
| ※対象技術が対処可能なユースケースと期待される効果をわかりやすく記載すること。  ※評価の観点に関する内容については、該当する評価の観点がわかるように工夫すること。（評価の観点の詳細は実施要領を参照すること。）  ※データ等を引用する場合は、出典を明記すること。  ※必要に応じて概念図・写真・図表を用いても良い。 |

## 技術の達成度合いを評価する具体的なKPIと設定根拠

|  |
| --- |
| ※技術の達成度合いを評価するための具体的なKPIと設定根拠をわかりやすく記載すること。  ※評価の観点に関する内容については、該当する評価の観点がわかるように工夫すること。（評価の観点の詳細は実施要領を参照すること。）  ※データ等を引用する場合は、出典を明記すること。  ※必要に応じて概念図・写真・図表を用いても良い。 |

※実証の目的及び内容等【技術開発区分】は3ページ程度で作成すること。

# 業務事項の詳細【技術開発区分】

※技術開発区分として提案を行う場合は以下の（1）～（6）について記載すること。技術開発区分として提案を行う場合は4.研究の目的及び内容等【研究・調査区分】と5.業務事項の詳細【研究・調査区分】は記載せず、章立てを削除すること。

## インターネット上の偽・誤情報等への対策技術の開発

|  |
| --- |
| ※実施要領で定められている業務事項に関して、具体的な方針や実施内容を記載すること。  ※評価の観点に関する内容については、該当する評価の観点がわかるように工夫すること。（評価の観点の詳細は実施要領を参照すること。）  ※データ等を引用する場合は、出典を明記すること。  ※必要に応じて概念図・写真・図表を用いても良い。 |

## インターネット上の偽・誤情報等への対策技術の有効性等に関する検証及び調査

|  |
| --- |
| ※実施要領で定められている業務事項に関して、具体的な方針や実施内容を記載すること。  ※評価の観点に関する内容については、該当する評価の観点がわかるように工夫すること。（評価の観点の詳細は実施要領を参照すること。）  ※データ等を引用する場合は、出典を明記すること。  ※必要に応じて概念図・写真・図表を用いても良い。 |

## インターネット上の偽・誤情報等への対策技術の社会実装に向けた取組

|  |
| --- |
| ※実施要領で定められている業務事項に関して、具体的な方針や実施内容を記載すること。  ※評価の観点に関する内容については、該当する評価の観点がわかるように工夫すること。（評価の観点の詳細は実施要領を参照すること。）  ※データ等を引用する場合は、出典を明記すること。  ※必要に応じて概念図・写真・図表を用いても良い。 |

## 成果報告書及び社会実装実施計画書の作成

|  |
| --- |
| ※実施要領で定められている業務事項に関して、具体的な方針や実施内容を記載すること。  ※評価の観点に関する内容については、該当する評価の観点がわかるように工夫すること。（評価の観点の詳細は実施要領を参照すること。）  ※データ等を引用する場合は、出典を明記すること。  ※必要に応じて概念図・写真・図表を用いても良い。 |

## 普及啓発活動への協力

|  |
| --- |
| ※実施要領で定められている業務事項に関して、具体的な方針や実施内容を記載すること。  ※評価の観点に関する内容については、該当する評価の観点がわかるように工夫すること。（評価の観点の詳細は実施要領を参照すること。）  ※データ等を引用する場合は、出典を明記すること。  ※必要に応じて概念図・写真・図表を用いても良い。 |

## その他

|  |
| --- |
| ※実施要領で定められている業務事項以外に想定している業務事項があれば記載すること。特にない場合は「特になし。」と記載すること。  ※評価の観点に関する内容については、該当する評価の観点がわかるように工夫すること。（評価の観点の詳細は実施要領を参照すること。）  ※データ等を引用する場合は、出典を明記すること。  ※必要に応じて概念図・写真・図表を用いても良い。 |

※業務事項【技術開発区分】の詳細は10ページ程度で作成すること。

# 研究の目的及び内容等【研究・調査区分】

※研究・調査区分として提案を行う場合は、以下の（1）～（4）について記載すること。研究・調査区分として提案を行う場合は2.実証の目的及び内容等【技術開発区分】、3.業務事項の詳細【技術開発区分】は記載せず、章立てを削除すること。

## 研究の背景・目的

|  |
| --- |
| ※研究の背景と目的について記載すること。  ※データ等を引用する場合は、出典を明記すること。  ※必要に応じて概念図・写真・図表を用いても良い。 |

## 研究の概要

|  |
| --- |
| ※実施する研究の概要をわかりやすく記載すること。  ※評価の観点に関する内容については、該当する評価の観点がわかるように工夫すること。（評価の観点の詳細は実施要領を参照すること。）  ※特に、研究内容の妥当性や独創性をわかりやすく記載すること。  ※データ等を引用する場合は、出典を明記すること。  ※必要に応じて概念図・写真・図表を用いても良い。 |

## 当該研究によって期待される効果

|  |
| --- |
| ※対象研究によって期待される効果をわかりやすく記載すること。  ※評価の観点に関する内容については、該当する評価の観点がわかるように工夫すること。（評価の観点の詳細は実施要領を参照すること。）  ※データ等を引用する場合は、出典を明記すること。  ※必要に応じて概念図・写真・図表を用いても良い。 |

## 研究内容に関する専門知識・適格性

|  |
| --- |
| ※研究内容に関する専門知識・適格性を有していることをわかりやすく記載すること。  ※評価の観点に関する内容については、該当する評価の観点がわかるように工夫すること。（評価の観点の詳細は実施要領を参照すること。）  ※データ等を引用する場合は、出典を明記すること。  ※必要に応じて概念図・写真・図表を用いても良い。 |

## 研究経験及び実績

|  |
| --- |
| ※提案内容の研究業務に寄与する技術に関する研究調査を実施した経験及び実績や、過去にインターネット上の偽・誤情報等への対策に寄与する技術に関する研究調査を実施した経験及び実績がある場合は、該当する研究調査の内容をわかりやすく記載すること。  ※評価の観点に関する内容については、該当する評価の観点がわかるように工夫すること。（評価の観点の詳細は実施要領を参照すること。）  ※データ等を引用する場合は、出典を明記すること。  ※必要に応じて概念図・写真・図表を用いても良い。 |

※実証の目的及び内容等【技術開発区分】は5ページ程度で作成すること。

# 業務事項の詳細【研究・調査区分】

※研究・調査区分として提案を行う場合は以下の（1）～（5）について記載すること。研究・調査区分として提案を行う場合は2.実証の目的及び内容等【技術開発区分】、3.業務事項の詳細【技術開発区分】は記載せず、章立てを削除すること。

## インターネット上の偽・誤情報等への対策技術に係る研究の実施

|  |
| --- |
| ※実施要領で定められている業務事項に関して、具体的な方針や実施内容を記載すること。  ※評価の観点に関する内容については、該当する評価の観点がわかるように工夫すること。（評価の観点の詳細は実施要領を参照すること。）  ※特に、研究内容の妥当性や独創性をわかりやすく記載すること  ※データ等を引用する場合は、出典を明記すること。  ※必要に応じて概念図・写真・図表を用いても良い。 |

## インターネット上の偽・誤情報等への有効性等に関する検証

|  |
| --- |
| ※実施要領で定められている業務事項に関して、具体的な方針や実施内容を記載すること。  ※評価の観点に関する内容については、該当する評価の観点がわかるように工夫すること。（評価の観点の詳細は実施要領を参照すること。）  ※データ等を引用する場合は、出典を明記すること。  ※必要に応じて概念図・写真・図表を用いても良い。 |

## 成果報告書の作成

|  |
| --- |
| ※実施要領で定められている業務事項に関して、具体的な方針や実施内容を記載すること。  ※評価の観点に関する内容については、該当する評価の観点がわかるように工夫すること。（評価の観点の詳細は実施要領を参照すること。）  ※データ等を引用する場合は、出典を明記すること。  ※必要に応じて概念図・写真・図表を用いても良い。 |

## 普及啓発活動への協力

|  |
| --- |
| ※実施要領で定められている業務事項に関して、具体的な方針や実施内容を記載すること。  ※評価の観点に関する内容については、該当する評価の観点がわかるように工夫すること。（評価の観点の詳細は実施要領を参照すること。）  ※データ等を引用する場合は、出典を明記すること。  ※必要に応じて概念図・写真・図表を用いても良い。 |

## その他

|  |
| --- |
| ※実施要領で定められている業務事項以外に想定している業務事項があれば記載すること。特にない場合は「特になし。」と記載すること。  ※評価の観点に関する内容については、該当する評価の観点がわかるように工夫すること。（評価の観点の詳細は実施要領を参照すること。）  ※データ等を引用する場合は、出典を明記すること。  ※必要に応じて概念図・写真・図表を用いても良い。 |

※業務事項【研究・調査区分】の詳細は10ページ程度で作成すること。

# 業務実施体制

## 実施体制

※応募には技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）全てが適格請求書発行事業者である必要があるので注意すること。

※再委託先（再々委託先等を含む。）が複数存在する場合は行を追加し作成すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 技術開発 主体、研究・調査主体 | 法人名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 業務の概要 |  |
| 適格請求書発行事業者の該非 | 該当する・該当しない |
| 適格請求書発行事業者の登録番号 | T |
| 再委託先① | 法人名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 業務の概要 |  |
| 再委託を行う理由 | 〇〇に関する実証には、同社の〇〇の技術が不可欠であるため |
| 適格請求書発行事業者の該非 | 該当する・該当しない |
| 適格請求書発行事業者の登録番号 | T |
| 再委託先② | 法人名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 業務の概要 |  |
| 再委託を行う理由 |  |
| 適格請求書発行事業者の該非 | 該当する・該当しない |
| 適格請求書発行事業者の登録番号 | T |
| 再委託先③ | 法人名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 業務の概要 |  |
| 再委託を行う理由 |  |
| 適格請求書発行事業者の該非 | 該当する・該当しない |
| 適格請求書発行事業者の登録番号 | T |
| 再々委託先① | 法人名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 業務の概要 |  |
| 再委託を行う理由 |  |
| 適格請求書発行事業者の該非 | 該当する・該当しない |
| 適格請求書発行事業者の登録番号 | T |

資格要件の確認（右欄に「はい」「いいえ」のいずれかで回答。「いいえ」が１つでもあると応募不可。）

|  |  |
| --- | --- |
| 応募時点において、技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）が、適格請求書発行事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の2第1項による登録を受けた事業者）であること。また、技術開発主体、研究・調査主体が実証機関の業務執行者として、実証機関の事業としての適格請求書を交付すること。また、消費税法第57条の6の規定に違反しないことを宣誓すること。 | はい / いいえ |

## 同種・類似業務の経験

同種開発・実証事業相当のプロジェクトマネジメント

本開発・実証に最も類似し、かつ、顕著な成果を上げた業務の内容・成果を記載すること。

※できるだけ最近のものを記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務名 |  |
| 実施時期 | 〇年〇月～〇年〇月 |
| 発注元 | 〇〇省〇〇局〇〇課 |
| 実施主体 |  |
| 実施形態 | 元請・下請・JV |
| 受注金額  （千円） |  |
| 業務内容  ・成果 | ※500字程度で記載すること。  ※概念図・写真・図表を用いても良い。 |

## 事業実施責任者（業務統括責任者、情報管理統括責任者、業務責任者、経理責任者、情報管理責任者）

※技術開発主体、研究・調査主体については、業務統括責任者、情報管理統括責任者、経理責任者を記載すること。

※再委託先（再々委託先等を含む。）が存在する場合は、委託先管理責任者を記載すること。

※再委託先（再々委託先等を含む。）については、業務責任者と情報管理責任者を記載すること。

※再委託先（再々委託先等を含む。）が複数存在する場合は行を追加し作成すること。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 技術開発主体、研究・調査主体 | 法人名 |  | | | |
| 業務統括責任者（プロジェクトリーダー） | 氏名 |  | 役職名 |  |
| 所属 | 〇〇部〇〇課 | | |
| TEL |  | E-Mail |  |
| 情報管理統括責任者 | 氏名 |  | 役職名 |  |
| 所属 |  | | |
| TEL |  | E-Mail |  |
| 経理責任者 | 氏名 |  | 役職名 |  |
| 所属 |  | | |
| TEL |  | E-Mail |  |
| 委託先管理責任者 | 氏名 |  | 役職名 |  |
| 所属 |  | | |
| TEL |  | E-Mail |  |
| 再委託先① | 法人名 |  | | | |
| 業務責任者 | 氏名 |  | 役職名 |  |
| 所属 |  | | |
| TEL |  | E-Mail |  |
| 情報管理責任者 | 氏名 |  | 役職名 |  |
| 所属 |  | | |
| TEL |  | E-Mail |  |
| 委託先管理責任者 | 氏名 |  | 役職名 |  |
| 所属 |  | | |
| TEL |  | E-Mail |  |
| 再々委託先① | 法人名 |  | | | |
| 業務責任者 | 氏名 |  | 役職名 |  |
| 所属 |  | | |
| TEL |  | E-Mail |  |
| 情報管理責任者 | 氏名 |  | 役職名 |  |
| 所属 |  | | |
| TEL |  | E-Mail |  |

## 業務の実施体制及び管理体制

　様式3のとおり（指定の様式を用いて作成し提出すること。）

## 情報管理体制

　様式3のとおり（指定の様式を用いて作成し提出すること。）

※提案段階では技術開発主体、研究・調査主体の情報管理体制のみの提出を求めるが、委託先決定後、再委託先（再々委託先等を含む。）の情報管理体制について提出を求めることに留意すること。

## 実証実施場所

実証で使用する機器の保管等を行う場所についても記載すること。

【記載例】

＜技術開発主体、研究・調査主体＞

　〇〇株式会社

・実施場所

〇〇〇研究所〇〇〇センター

・選定理由：〇〇〇〇

＜再委託先（再々委託先等を含む。）＞

〇〇株式会社

・実施場所

〇〇〇研究所〇〇〇センター

・選定理由：〇〇〇〇

## 業務従事者名簿

※人件費を計上する場合は、各業務従事者の業務分担及び経歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、専門的知識その他の知見等が分かる資料）を、提案時に提出すること。

※業務統括責任者、業務責任者については、責任者としての適性がわかるように業務経験や専門的知識等を記載すること。

　様式4のとおり（指定の様式を用いて作成し提出すること。）

## 外注等の計画

※外注等の計画を記載すること。表は必要な分をコピーして記載すること。

※本提案の選定をもって、再委託・外注等を承認したことにはならないことに留意すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 外注先の名称 |  |
| 外注先の住所 | 〒〇〇〇－〇〇〇〇　〇〇県〇〇市〇〇　〇丁目〇番〇号 |
| 外注先の法人URL |  |
| 外注を行う合理的理由 | 外注することにより効率性や経済性が高くなる理由がわかるように記載すること。 |
| 外注を行う業務範囲 |  |
| 外注予定金額と経費支出計画額総額に対する割合 | 円（　　　％） |
| 外注先の保有する  関連技術や実績内容 | XX解析／XX技術／XX法／令和X年度XXに関するXX事業（～～を実施。） |

# 事業スケジュール等

## 事業スケジュール

※業務事項の具体的なスケジュールを記載すること。

　様式5のとおり（指定の様式を用いて作成し提出すること。）

# 資金計画

## 資金計画書

※本開発・実証の遂行に必要な経費の概算額を予算費目毎に記載すること。

　様式6のとおり（指定の様式を用いて作成し提出すること。）

## 費用負担に関する申告書

　様式6のとおり（指定の様式を用いて作成し提出すること。）

## 資金計画書にネットワーク/ソリューション機器等購入費を計上する場合の付記事項

※ネットワーク/ソリューション機器等購入費の計上は、事務局が特に必要があると認める場合に限り、対象経費とすることを踏まえ、計上する理由を記載すること。

※提案の選定をもってネットワーク/ソリューション機器等購入費としての計上を認めたと解することは一切できないため、留意すること。

※本表は、必要な分だけコピーすること。

|  |  |
| --- | --- |
| ネットワーク/ソリューション機器等の種類 |  |
| 予定調達先 | ※自社調達の場合も記載すること。 |
| 予定購入金額（円、税込） | 〇〇，〇〇〇，〇〇〇円 |
| レンタル・リースなどで調達できない理由 | ※自社調達の場合、会社の方針・規定等、会社都合の理由は不可する。 |
| 継続利用の計画 | ※本開発・実証後、撤去・処分することを前提とする計画は不可。  ※契約期間外の維持保守管理に要する費用は、経費対象外であることに注意すること。 |

# その他

## 他の委託事業や補助金事業との関係に関する誓約

|  |  |
| --- | --- |
| 本開発・実証以外の委託事業または補助金事業（応募中のものを含む。）と、本開発・実証における経費は明確に区分する。 | はい / いいえ |

## 本開発・実証及び本開発・実証以外の委託事業または補助金事業との役割分担（「いいえ」の場合）

※本開発・実証以外の委託事業または補助金事業等（公募中のものを含む。）との間で、明確な差異化が認められない提案は、評価の対象としないので注意すること。

※「はい」の場合は、下表を全て空欄にして提出すること。

※複数の表が必要な場合、必要な分コピーをして記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | （例）xxx |
| 所管省庁等 | （例）xxx |
| 業務以外の委託事業または補助金事業等の内容・スキーム |  |
| 本提案との明確な差異化要素 | ※別事業で開発等を行っている技術と本提案における技術の位置づけの違いや差異があることを明確にすること。 |
| その他 | ・経費計上の方針などあれば記載すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 本開発・実証の採択が本開発・実証以外の委託事業または補助金事業の遂行の前提となることが見込まれる提案ではない。 | はい / いいえ |
| 本開発・実証以外の委託事業または補助金事業もしくは交付金事業の採択が本開発・実証の実施の前提となることが見込まれる提案ではない。 | はい / いいえ |
| 本開発・実証以外の委託事業または補助金事業において取得した財産を本開発・実証に利用するものでない。 | はい / いいえ |

## 交付決定時に付された条件等に反しないことの説明（「いいえ」の場合）

|  |
| --- |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 本開発・実証以外の委託事業または補助金事業において取得した財産を本開発・実証に利用しようとする場合、委託事業にあっては当該事業の契約その他により定められた財産の管理方法の条件等、補助金事業にあっては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定及び交付決定時に付された条件等に反しないことが求められます。総務省及び事務局は、本開発・実証以外の委託事業または補助金事業との間の調整等には一切関知することができないことを了承する。 | はい / いいえ |

## サプライチェーン対応及び情報セキュリティ対策

サプライチェーン対応（右欄に「はい」「いいえ」のいずれかで回答。「いいえ」が１つでもある場合、応募不可）

|  |  |
| --- | --- |
| 本開発・実証に利用する役務の提供事業者及び役務（システム開発、運用・保守、通信サービス、クラウドサービスの提供、電子証明書、ドメイン、端末等の破棄、データの管理・処理）については、実施要領記載のとおり、調達前に必要な情報を事務局に対し提供し、事前承認受ける。 | はい / いいえ |
| その他、実施要領にある条件を遵守するとともに、要求するサプライチェーン対応を適確に実施するとともに、本開発・実証において利用する物品についても実施要領に定めるところに従う。 | はい / いいえ |
| 資本関係・役員の情報、委託事業の実施場所、事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提示する。 | はい / いいえ |
| 本開発・実証の業務従事者を限定する。また、全ての業務従事者の所属、専門性（資格等）、実績及び国籍について掲示するものとする。委託事業の実施期間中に業務従事者を変更する場合は、事前に事務局を通じて総務省の確認を得る。 | はい / いいえ |
| 外注又は再委託を行う場合、再委託先の資本関係・役員等の情報、業務の実施場所、作業要員の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績・国籍等に関する情報の提供を行うとともに、再委託した事業に対して意図せざる変更が加えられないための十分な管理体制がとられることを事務局を通じて総務省に報告し、確認を得る。 | はい / いいえ |

情報セキュリティ対策（右欄に「はい」「いいえ」のいずれかで回答。「いいえ」が１つでもある場合、応募不可）

|  |  |
| --- | --- |
| 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）は、契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括責任者又は情報管理責任者（以下「情報管理責任者等」という。）を確保する。情報管理責任者等は、契約の履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有する者とする。 | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）は、情報セキュリティ・個人情報管理・情報保全の履行体制を構築し、本開発・実証に関連する情報等を適切に管理する。 | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）は、事務局からの求めがあった場合に、技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）たる各法人の資本関係・役員等の情報、業務の実施場所に関する情報、業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提供する。 | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）は、本契約に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を総務省又は事務局が認める場合には、総務省又は事務局の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応を取る。 | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）は、情報の機密保持を適確に行う。（実施要領を参照すること。） | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）は、本開発・実証に係る業務の実施のために総務省又は事務局から提供する情報について、十分な管理を行う。技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）は、約款による外部サービスの利用でPwCコンサルティング合同会社から提供する個人情報をはじめとする要機密情報を取り扱うことはない。 | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）は、監査証跡の取得を適確に行う。（実施要領を参照すること。） | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）は、本開発・実証に係る業務の実施のために取得し、処理する要機密情報を、全て国内法が適用される場所に保存する。 | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）は、情報セキュリティが侵害された場合の対処を適確に行う。（実施要領を参照すること。） | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）は、事務局から、本開発・実証の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに回答する。 | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）は、情報の取扱いを適確に行う。（実施要領を参照すること。） | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）は、外部電磁的記録媒体に保存した情報の保護を適確に行う。（実施要領を参照すること。） | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）は、クラウドの利用を適切に行う。（実施要領を参照すること。） | はい / いいえ |
| 情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、総務省または事務局が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、総務省及び事務局が別に定める実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報セキュリティ監査を技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）は受け入れる。（総務省及び事務局が別途選定する事業者による監査を含む。） | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）は、本開発・実証で利用する情報システムに、総務省及び事務局が意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、総務省及び総務省が指定する組織等ならびに事務局と連携して原因を調査・排除できる体制を整備する。また、当該体制を総務省または事務局が書類等で確認できる。 | はい / いいえ |
| 技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）は、外注又は再委託を行う場合は、外注先又は再委託先において意図せざる変更が加えられないための管理体制について総務省または事務局の確認（立入調査）を随時受け入れさせることを約する。 | はい / いいえ |

## 情報セキュリティ対策として実施している具体的な内容

|  |
| --- |
| ※情報セキュリティ対策として実施する具体的な内容を以下に記載すること。以下の観点ごとに記載されていることが望ましい。※概念図・写真・図表を用いても良い。   * 委託作業開始前の遵守事項 * 委託作業中の遵守事項 * 委託作業完了時の遵守事項 |

# 契約書等に関する合意

※提示された契約条件（案）に記載された条件に基づいて契約することに異論がない場合は、その旨とともに、技術開発主体、研究・調査主体及び再委託先（再々委託先等を含む。）の法人の代表者名を記載すること。

※異論がある場合は、具体的な条項とその理由を明示すること。